

佐賀県選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した旨、有田町選挙管理委員会から報告があった。

平成 26 年 2 月 14 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	施設の所在地
有田町生涯学習センター北館視聴覚室	西松浦郡有田町本町丙 1002 番地 2
有田町生涯学習センター大ホール	西松浦郡有田町本町丙 1002 番地 2